

[事案 28-184] 遡及解約請求

・平成 29 年 4 月 25 日 和解成立

<事案の概要>

告知内容の訂正をした結果、告知義務違反により契約を解除されたことを理由として、告知内容の訂正月以降の保険料の返還等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 28 年 1 月に契約した 2 件の終身保険について、十分な説明がないまま作成させられた承諾書に基づく、保険会社による医師への事実確認は無効であり、その事実確認に基づく解除も無効であるから、本契約を契約時に遡って取り消し、既払込保険料全額または告知事項の訂正月以降の保険料を返還してほしい。なお、告知内容の訂正内容を理由とした契約の解除は不当であり、追加告知した精神疾患を不担保にした上で契約の継続ができれば、より望ましい。

<保険会社の主張>

既に保障が開始している契約については、申立人からの申出のみでなく、申出内容が事実であるかを確認した上で、告知義務違反について判断する必要がある、また、告知義務違反による解除がなされるまで保障は継続しているので、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知事項の訂正に至った経緯や訂正後の状況を把握するため、申立人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、承諾書が無効とは認められず、また承諾書が無効であっても契約解除が無効となるものではなく、告知内容の訂正内容を理由とした契約の解除も不当とは認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

(1)告知訂正にあたり、保険会社から委託された調査会社による調査が行われているが、その承諾書の取得目的について、調査会社の担当者による説明が適切になされたかについて疑問が残る。

(2)申立人は、上記承諾書の作成に際し、その使用目的を的確に認識できなかったことから、承諾書の作成に応じることで本契約を継続できると思って、これに応じたことがうかがえる。もし、申立人が、承諾書の取得目的を的確に理解できていれば、契約を速やかに解約し、契約解除より 1 か月分多い未経過保険料の返還を受ける余地もあった。